

岡山大学保育所（なかよし園）利用料金等に関する内規

平成 22 年 4 月 1 日

学 長 裁 定

改正 平成 22 年 9 月 28 日

改正 平成 23 年 3 月 22 日

改正 平成 23 年 6 月 29 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 令和 元年 8 月 6 日

改正 令和元年 10 月 29 日

改正 令和 6 年 3 月 22 日

（趣旨）

第 1 条 この内規は、岡山大学保育所（なかよし園）利用内規（平成 22 年 4 月 1 日学長裁定。以下「利用内規」という。）第 8 条の規定に基づき、なかよし園の利用料金等について定める。

（入所料）

第 2 条 なかよし園の入所料は、次のとおりとし、徴収後は返還しない。

乳幼児	1 人につき 15,000 円
-----	-----------------

2 入所料は、乳幼児 1 人につき 1 回限り徴収し、再入所に当たっては徴収しない。

（保育料）

第 3 条 なかよし園の月曜日から金曜日までの利用における保育料は、1 人につき次のとおりとする。ただし、この条における乳幼児の年齢は、入所年度の 4 月 1 日現在の年齢とする。

乳児（満 1 歳未満）及び満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児	月額 54,000 円
満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児	月額 43,000 円
満 4 歳以上の幼児	月額 36,000 円

2 同一世帯において 2 人以上が同時に入所する場合の第 1 項に規定する保育料は、2 人目からは半額とする。

（延長保育料）

第 4 条 保育時間（7 時 30 分から 18 時まで）を超えて保育を希望する場合は、事前に園長に申し出なければならない。

2 前項に係る延長保育料は、1 時間ごとに 500 円を徴収する。

3 前項に規定する延長保育料は、同一世帯において 2 人以上が延長保育を利用する場合には、2 人目から半額とする。

（給食費）

第 5 条 乳幼児の月曜日から金曜日までの利用に係る給食費は月額 6,800 円とし、第 3 条第 1 項に規定する保育料に含まれるものとする。

2 保育士等が保育上、給食をともにする場合の保育士等の給食費は、月額 6,800 円とする。

3 その他園長が、特になかよし園の利用を認めた場合の給食費は、1 日につき 340 円とする。

(ならし保育料)

第5条の2 利用内規第6条の2第2項ただし書きに定める入所前のならし保育の保育料は、14,000円とする。

(利用料金の支払い方法)

第6条 入所料は、保育料と併せて支払うものとする。

2 入所料、保育料及び給食費(以下この項及び次項において「利用料金」という。)は、国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号)第30条ただし書きの規定に基づき、当月分の利用料金を当該月に支給される給与の金額から控除するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該月に給与が支給されない者又は岡山大学(以下「本学」という。)の職員でない者については、当月分の利用料金を当該月の末日までに支払わなければならない。

4 延長保育料及びならし保育料(以下この項及び次項において「延長保育料等」という。)は、当月分について翌月に支給される給与の金額から控除するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、控除されるべき月に給与が支給されない者又は本学の職員でない者については、当月分の延長~~超過~~保育料等を翌月の末日までに支払わなければならない。

(保育料等の返還及び免除)

第7条 保育料及び給食費は、原則として返還しない。ただし、病気その他の理由により、月の初めから終わりまで連続して休所することを前月末日までに園長に所定の様式により提出し、許可された場合は、休所月の保育料は、全額免除する。

附 則

1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。

2 この内規施行の際、従前から岡山大学病院保育所を利用している者は、第2条の規定にかかわらず、入所料金は徴収しないものとする。

附 則

この内規は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

2 ただし、改正後の第4条第2項に定める延長保育料の加算に係る規定は、令和7年4月1日から適用する。

この場合において、「超過保育」及び「超過保育料」は、「延長保育」及び「延長保育料」と読み替えるものとする。令和7年3月31日までは、1時間ごとに500円を徴収し、19時を超えて保育する場合には、おやつ代として100円を延長保育料に加算する。